

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
<p style="text-align: right;">平成 19 年 11 月 6 日</p> <hr/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>地方公社等に対する市の関与の見直し指針</p> </div> <p>1 趣旨</p> <p>第三セクター、公社、財団等（以下「地方公社等」という。）の在り方については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。</p> <p>合併協定における「地方公社等の経営の健全化については、自治区の責任において必要な措置を講ずること」を前提とし、地方公社等の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。</p> <p>なお、本指針は、浜田市が別に定める「地方公社等に関する指針（平成 19 年 11 月）」に基づく見直しの実施計画の性格を有するものである。</p> <p>2 地方公社等 の選定</p> <p>市が資本参加している地方公社等 52 団体 のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（19 団体）。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p style="text-align: right;">平成 19 年 11 月 6 日 改正 令和元年 9 月 2 日</p> <hr/> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>第三セクター等に関する個別指針</p> </div> <p>1 趣旨</p> <p>第三セクター等（第三セクター及び地方公社）の在り方 については、事案ごとに支援内容等を検討し、対応するのではなく、一定の基準に基づいて、一貫性のある対応が必要である。</p> <p>そこで、第三セクター等 の経営の健全化のための統一的な基準として、この指針を定めるものとする。</p> <p>なお、本指針は、浜田市が別に定める「第三セクター等に関する指針（令和元年 9 月）」 の実施計画の性格を有するものである。</p> <p>2 第三セクター等の選定</p> <p>市が資本参加している第三セクター等 32 団体（令和元年 8 月現在）のうち、市の出資比率、運営費に対する補助金等の支出、融資の状況、役員の就任等から、市の関与の高いものを次のとおり選定した（11 団体）。</p> <p>具体的には、総務省の実施する「第三セクター等の状況に関する調査」の対象法人を選定している（全国規模法人、金融機関等は対象外）。</p> <p style="background-color: yellow;">（※改正後の一覧表については、記載事項を追加の上、改めて別紙で表示）</p>

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行							改正後						
地方公社等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度	第三セクター等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額 (千円)						有無	金額 (千円)		
浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA	浜田市土地開発公社	100.0		無		なし	AAA
(財) 浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	167,489	世界こども美術館創作活動館、 石中央文化ホール、サンマリン浜田、サン・ビレッジ浜田	AA	(公財) 浜田市教育文化振興事業団	100.0	浜田市	有	228,814	世界こども美術館創作活動館、石中央文化ホール、石正美術館、三隅中央公園、田の浦公園、アクアすみ、浜田市室内プール、三隅 B & G 海洋センター、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA
(財) 三隅町教育文化振興財団	100.0	浜田市	有	123,763	石正美術館、三隅中央公園、アクア三隅、田ノ浦公園、三隅中央会館、岡見スポーツセンター	AA	(財) 三隅町教育文化振興財団	【法人】平成 22 年 4 月 (公財) 浜田市教育文化振興事業団と合併 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理					
(財) 金城町開発公社	100.0	浜田市	無		美又温泉国民保養センター	A	(財) 金城町開発公社	【法人】平成 20 年 9 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～27 年 3 月 指定管理、 平成 27 年 4 月～31 年 3 月 直営、令和元年 7 月～ 指定管理					
(財) ふるさと弥栄振興公社	100.0	浜田市	有	43,030	ふるさと体験村	A	(財) ふるさと弥栄振興公社	【法人】平成 30 年 3 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理、平成 30 年 4 月～9 月 直営、 平成 30 年 10 月～ 休止					
(財) 浜田市都市環境整備公社	100.0		無		墓地	A	(財) 浜田市都市環境整備公社	【法人】平成 23 年 4 月 解散 【施設】残余財産 (墓地) は市に寄附					
(財) 島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	2,000	間伐材等地域研究施設	A	(公財) 島根県西部山村振興財団	28.7	財団	有	7,540	間伐材等地域研究施設	A
(株) かなぎ	60.9	浜田市	有	23,000	かなぎウェスタンライディングパーク	B	(株) かなぎ	【法人】平成 24 年 3 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理、平成 24 年 4 月～25 年 3 月 直営、 平成 25 年 4 月～ 指定管理					
(株) リフレッシュかなぎ	60.0	浜田市・一部法人	無		リフレパークきんたの里	B	(株) リフレッシュかなぎ	【法人】平成 21 年 1 月 市保有株の全部を民間へ分割譲渡 【施設】平成 18 年 4 月～ 指定管理、 平成 20 年 9 月 施設 (法人所有) を市が取得、					
(有) かなぎ加工センター	46.5	浜田市	無		かなぎ加工センター	B	(有) かなぎ加工センター	【法人】平成 21 年 5 月 解散 【施設】平成 18 年 4 月～28 年 10 月 指定管理、 平成 28 年 11 月 市有施設を民間譲渡					
(有) ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	4,980	ゆうひパーク三隅	B	(有) ゆうひパーク三隅	56.7	浜田市	有	7,569	ゆうひパーク三隅	B
ゆうひパーク浜田(株)	14.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C	ゆうひパーク浜田(株)	28.0	法人	無		ゆうひパーク浜田	C
(株) はまだ特産品センター	15.0	法人	無		しまねお魚センター	C	(株) はまだ特産品センター	【法人】令和元年 6 月 解散 【施設】令和元年 6 月 施設 (法人所有) を市が取得、 令和 2 年 11 月～ 指定管理 (予定)					

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行							改正後						
地方公社等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度	第三セクター等の名称	出資比率 (%)	管理施設所有者	補助金・委託料		管理する施設の名称	関与度
			有無	金額 (千円)						有無	金額 (千円)		
(有)三隅町農業支援センターみらい	28.8	法人	無		三隅町農業支援センターみらい	C	(有)三隅町農業支援センターみらい	28.0	法人	無		三隅町農業支援センターみらい事務所ほか	C
石央マリン開発(株)	9.6	法人	無		森トピア	D	石央マリン開発(株)	【法人】平成30年3月解散 【施設】施設（法人所有）は島根物産商事(株)が取得					
石見ケーブルビジョン(株)	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D	石見ケーブルビジョン(株)	0.2	法人	無		ケーブルテレビ	D
金城開発(株)	25.0	法人	無		金城カントリークラブ	D							
(株)かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D	(株)かくれの里ゆかり	3.1	法人	無		かくれの里ゆかり	D
島根物産商事(株)	3.2	法人	無		森トピア外	D	島根物産商事(株)	3.2	法人	無		森トピアほか	D

3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握

地方公社等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。

4 現状における実質的な債権及び債務の洗い出し

現状における地方公社等に対する市の債権及び債務の状況は、別表中の「債権債務」とおりである。これに掲げるもの以外に実質的な市の債権又は債務の有無を改めて地方公社等に対して確認する。具体的には、覚書、口頭の類を含め市が債権又は債務（主に職員退職金等）を有していないかを調査する。

なお、調査に当たっては、特に地方公社等が有する借入金（不良債権を含む。）に着目し、法的整理（破産手続）を行った場合に出資金を超えて市の負担が生じるものはないかという視点で行う。

3 市の関与度（財政負担の優先度）の把握

第三セクター等について、市の出資比率、管理施設の所有者並びに補助金及び委託料の有無並びにその金額から市の関与度（市が行う財政負担の優先度）を類型化（AAAからDまでの6段階）し、把握する。

【削除理由】
第三セクター等に関する指針（P4）に掲載済み。

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
<p>5 債権及び債務の履行の確認</p> <p>前項で確認した債権及び債務について、その<u>確実な履行が可能か否か個別に検討する。債権については、その回収計画に疎漏はないか、また、回収リスクがある場合の対応策はいかにあるべきかを具体的に示す。債務については、確定しているものは地方公社等が作成した具体的な返済計画（財源対策を含む。）を、未確定なものはその状況（理由、想定金額、年次等）を示す。</u></p> <p>6 市の<u>新たな</u>財政支援に関する指針</p> <p>第2項の表「関与度」の類型に基づき、<u>地方公社等</u>に対する今後の財政支援について指針を示す。</p> <p>なお、当該指針の実施に当たっては、「<u>自治区の責任</u>」において行い、実施後に<u>新たな問題が生じた場合は、「市全体の責任」において財源対策を含めて問題の解決を図る。</u></p> <p>(1) 関与度 AAA <u>土地開発公社</u></p> <p>当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。<u>特に市の債務を肩代わりさせているものは当然のこと、実質的に債務保証している用地等の処分等に当たっては、関連道路の整備、公共事業の導入等を行うことにより主体的に協力及び支援を行う。今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなし、計画の徹底的な検証を行うものとする。</u></p> <p>なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。</p> <p>(2) 関与度 AA <u>市が100%出資する財団で公共性が高いもの</u> (2団体)</p>	<p>4 市の_____財政支援に関する指針</p> <p>第2項の表「関与度」の類型に基づき、<u>第三セクター等</u>に対する今後の財政支援について指針を示す。</p> <p>(1) 関与度 AAA <u>地方公社</u> (1団体)</p> <p>対象 <u>浜田市土地開発公社</u></p> <p>当該団体は、法（公拡法）に基づいて設置された団体であり、事業の性格から、市と一体的なものとみなす。<u>また、市の建設事業推進にあたり、国県補助や地方債を活用するに際して、用地の先行取得等の重要な役割を有することから、当分の間</u>存続させる。<u>_____</u>今後の経営の方針としては、公共用地の代替取得を基本事業とし、独自の開発事業によって発生する債務は市の債務とみなす。</p> <p>なお、当該団体が債務超過、資金不足等に陥った場合は、全面的に市が責任を負う。</p> <p>(2) 関与度 AA <u>市が100%出資する財団で公共性が高いもの</u> (1団体)</p> <p>対象 <u>(公財)浜田市教育文化振興事業団</u></p>

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
<p>する場合は、別途検討する。_____</p>	<p>する場合は、別途検討する。<u>また、(公社) 浜田漁港排水浄化管理センターについては、公益事業として、島根県有施設の運営のみ行う公益社団法人であり、将来にわたって安定した経営が見込まれることから、現状維持を基本とする。</u></p>
<p>(4) 関与度 B <u>公設の施設を運営する第三セクター (4 団体)</u></p> <p>_____</p> <p>当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗する様、早期に経営改善を図ることとする。</p> <p><u>なお、第三セクターが建設した施設についても、整理を行う必要がある。特にこれらに借入金がある場合は、これを解消すべく市が買取り（公有財産購入費による。）を行う（借入金がない場合であっても同様とする。）。その上で、第三セクターの必要性を検討することになるが、基本的には民間セクターへの移行を図る。</u></p> <p>_____ 団体を解散する必要がある場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行い、これを超える場合は、「自治区の責任」において「地域振興基金」により対応する。</p>	<p>(4) 関与度 B <u>公設の施設を運営する第三セクター (1 団体)</u></p> <p><u>対象 (有) ゆうひパーク三隅</u></p> <p>当該団体は、市が建設した施設（一部民設を含む。）を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が市にあるという点で市の関与度は前号「A」の団体に次いで高い。当該団体については指定管理者制度による公募に参加する民間業者に対抗する様、早期に経営改善を図ることとする。</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>基本的には民間セクターへの移行を図るものであるが、団体を解散する必要がある場合においては、出資金の範囲内で清算の措置を行う。</u></p>
<p>(5) 関与度 C <u>民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの (3 団体)</u></p> <p>_____</p> <p>当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、<u>施設の建設に当たって公益性の観点から市の関与が高く、市の経営責任が避けられない団体である。これらは、経営破たんの可能性を抱えており、_____ 経営動向を常に注視する。今後の対応としては、「自治区の責任」において次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。</p> <p>イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。</p>	<p>(5) 関与度 C <u>民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が高いもの (3 団体)</u></p> <p><u>対象 ゆうひパーク浜田(株)、(有)三隅町農業支援センターみらい、金城開発(株)</u></p> <p>当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体であり、施設の維持管理の主体が団体にあるという点で市の経営に対する責任は比較的低い。ただし、<u>出資比率が 25 パーセント以上であり、国が定める「第三セクター等経営健全化方針」を市の責任において策定する必要性が生じうる対象団体に当てはまる。したがって、経営動向を常に注視し、_____ 今後の対応としては、_____ 次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>ア 借入金に対する損失補償等は、一切行わない。</p> <p>イ 経営状況が悪化した場合は、早期に改善計画の提出を求める。</p>

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
<p>ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。</p> <p>(ア) 従前の出資割合の範囲内での増資</p> <p>(イ) 減資</p> <p>(ウ) 貸付</p> <p>エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。</p> <p>オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。</p> <p>(6) 関与度 D_民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの <u>(5 団体)</u></p> <hr/> <p>当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。</p> <p>今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。</p> <p>イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。</p> <p>ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。</p> <p>7 第三者評価及び経営改善計画</p>	<p>ウ 市の支援策としては、第三者機関による再生計画及びこれに対する金融機関の承認を得ることを前提として次に掲げる手法に限る。</p> <p>(ア) 従前の出資割合の範囲内での増資</p> <p>(イ) 減資</p> <p>(ウ) 貸付</p> <p>エ 経営破たんに至った場合は、法的整理を行った後、施設の整理方針を決定する。</p> <p>オ 経営が改善された場合は、団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。</p> <p>(6) 関与度 D_民設の施設を運営する第三セクターで市の関与度が低いもの <u>(3 団体)</u> 対象 石見ケーブルビジョン(株)、(株)かくれの里ゆかり、島根物産商事(株)</p> <p>当該団体は、自らが建設した施設を運営する団体のうち、設立時の経緯又は市の出資比率が 10%未満であるという点で前号「C」の団体と比較して市の関与度及び経営に対する責任がより低いものである。</p> <p>今後の対応としては、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 財政的支援（損失補償を含む。）は、一切行わない。</p> <p>イ 市は出資者の一部にすぎないとの認識に立ち、経営責任を負わない。</p> <p>ウ 基本的に団体に市が保有する株券の買取りを求め、最終的には民間セクターへの移行を目指す（法令を満たす場合に限る。）。</p>
<p><u>第 2 項の表に掲げる地方公社等（前項第 1 号「AAA」の土地開発公社、同項第 2 号「AA」の財団法人浜田市都市環境整備公社及び同項第 6 号「D」の団体を除く。）については、直ちに経営状況に関する「第三者評価（税理士等による簡易な経営診断等）」を行うことを求める。これを受け、市において必要と判断した場合は地方公社等自らが作成した「経営改善計画」の提出を求め、地方公社等に対する市の対応を改めて検討する。</u></p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p>【削除理由】</p> <p>平成 19 年度の指針策定時に実施済み。</p> </div>

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表（下線部分が改正箇所）

現行	改正後
<p>8 施設運営に対する財政負担の方向性</p> <p>現状における財政負担（施設運営費）は、第2項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見出す。</p> <p>(1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。</p> <p>(2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は<u>地方公社等</u>が当該団体の収益の中から調達する。</p> <p>(3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、<u>第6項の指針</u>に基づいた整理がなされている場合に限る。</p> <p>(4) <u>指定管理者制度において指名制を採用した施設の維持管理に係る委託費（運営費補助を含む。）については、毎年度精算を行うこととし、剰余金の一定割合を市に返還することを義務付ける。</u></p> <p>9 地方公社等が運営する施設の在り方</p> <p><u>地方公社等の経営を考える上で、地方公社等が運営する施設の在り方についても明確にする必要がある。そこで、当該施設の存続、廃止又は統合を含めた市の方針決定を併せて行う。</u></p>	<p>5 施設運営に対する財政負担の方向性</p> <p>現状における財政負担（施設運営費）は、第2項の表「補助金・委託料の金額」のとおりである。施設の運営は基本的に利用料金の範囲で行うことが望ましい（公の施設に限る。）が、民間のみでの運営が困難であり、公共セクターが関与しているという性格から、一定の財政負担は避けられないと認識する。財政負担の適正規模については予算編成に委ねるものであるが、ここでは基本的方向性を示すことで、施設間の公平性を見出す。</p> <p>(1) レストラン部門等の収益事業において民間と完全に競合する部門については、独立採算を原則とし、運営費に対する財政負担を計画的に削減し、最終的には財政負担を行わないことを目指す。</p> <p>(2) 前号の収益事業に係る施設の軽微な維持修繕費及び備品購入費は<u>第三セクター等</u>が当該団体の収益の中から調達する。</p> <p>(3) 施設の大規模修繕（適債性を有する程度のもの）を行う場合は、<u>第4項の指針</u>に基づいた整理がなされている場合に限る。</p> <p>【注】「補助金・委託料の金額」は、改正後「財政負担（予算）」に差替↓</p> <p>【削除理由】 指定管理者の種別または財務状況により、個別に決定するため</p> <p>【削除理由】 公共施設等再配置計画等で実施。</p>

「第三セクター等に関する個別指針」新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

現行	改正後
<p>10 施行期限等</p> <p>(1) 「債権及び債務の洗い出し」 <u>平成 19 年 10 月</u></p> <p>(2) 「指針の公表」 <u>平成 19 年 12 月議会 (全員協議会)</u></p> <p>(3) 「第三者評価」 <u>平成 20 年 3 月</u></p> <p>(4) 「経営改善計画」 <u>平成 20 年 6 月</u></p> <p>(5) 「地方公社等個別方針決定」(地方公社等が運営する施設の在り方を含む。) <u>平成 20 年 10 月</u></p>	<div data-bbox="1379 240 2163 352" style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px;"> <p>【削除理由】 平成 19 年度の指針策定時の施行期限等であり、実施済。</p> </div>